

1 1 その他（抜粋）

○ 公共工事の前払金に関する規則

制 定 昭和 28 年 4 月 1 日 規則 32

最近改正 平成 10 年 11 月 30 日 規則 117

(目 的)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事又は測量に要する経費の前払金に関して規定することを目的とする。

(前払の対象及び率)

第 2 条 前条に規定する工事又は測量（以下「工事等」という。）に関しては、当該工事等の請負人に対し、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 4 割
- (2) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 3 割
- (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 3 割

(前払金の追加払等)

第 3 条 前払金の支払後設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更請負代金額が当初の請負代金額の 2 割以上増減した場合においては、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加払し、又は返還させることがある。

2 前払金の支払後、請負代金額が減額により、前条各号に定める金額未満となったときは、前条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

(前払金の返還)

第 4 条 次の各号の 1 に該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき
- (2) 請負契約を解除したとき

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 44. 8. 21 規則 64）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 50. 5. 1 規則 51）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 58. 3. 31 規則 15）

- 1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公共工事の前払金の特例に関する規則（昭和 53 年大阪市規則第 71 号）は、廃止する。

附 則（昭 63. 6. 30 規則 96）

この規則は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 10. 11. 30 規則 117）

- 1 この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公共工事の前払金に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。